

公開
資料

第 338 回 幹事会
公開審議事項

令和5年2月16日

日本学術会議

公開審議事項

I 公開審議事項

1. その他

	件名	資料
	日本学術会議の在り方の見直しに係る政府の検討状況等	資料 1 資料 2

趣旨

日本学術会議は、国費で賄われる国の機関として独立して職務を行い、科学を行政、産業及び国民生活に反映浸透させる組織であるべきことから、国民から理解され信頼される存在であり続けることが必要。このため、活動や運営の徹底した透明化・ガバナンス機能の抜本強化を図るとともに、広く社会と問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関する時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を抜本的に強化することを目的として、六年間の事業の運営に関する計画の作成、運営の状況についての自己評価の実施、会員の候補者の選考等に関する選考諮問委員会（仮称）の意見の聴取等に関する措置を講ずる。

（参考）日本学術会議法（昭和23年法律第121号）

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

概要

1. 活動・運営

(1) 中期的な事業運営計画（6年）の作成

○6年間の事業の運営に関する計画（中期事業運営計画）を定め、公表する

「中期事業運営計画に定める事項の例」

- ①科学に関する重要事項のうち、6年間で審議を行うもの
- ②審議の成果を実現を図るために実施する事業に関する事項
- ③学術会議の活動について、行政、産業界及び国民の理解を深め、並びに広く行政、産業界及び国民の意見を反映させるようにするために実施する事業に関する事項
- ④上記事業の具体的な目標及びその実施時期
- ⑤委員会の設置、構成その他の委員会の組織の編成に関する基本的な方針 等

(2) 科学的助言機能の強化

○幹事会が下線の事務を行うこととする

- ・学術会議の運営に関する事項を審議すること
- ・各部が行う事務に関し、各部の間の調整並びに各部に対する援助及び助言を行うこと

(3) 運営の評価・検証等

○評価の基準や手続を明確にした上で、毎年度、運営の状況について自己評価を行い、その結果を公表するとともに、当該結果に基づいて運営の改善のために必要な措置を実施

○評価を行うに当たっては、会員及び連携会員以外の者であって、学識又は経験を有するものの意見の聴取その他を実施するよう努める

2. 選考・推薦・任命

(4) 会員等に求められる資質等の明確化

(会員等に求められる資質)

○学術会議は、優れた研究又は業績がある科学者であって、多様な分野の科学に関する知見を総合的に活用して科学、行政、産業及び国民生活の諸課題に取り組むための広い経験と高い識見を有する者のうちから会員の候補者等を選考する

○選考に当たっては、行政・産業界等との連携による活動の業績、国際的な研究活動の業績、研究成果の活用に関する業績その他の多様な業績を考慮する

(会員候補者等の構成に関する配慮事項)

○年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにする

○先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるよう配慮する

(5) 選考・推薦及び内閣総理大臣による任命

(会員の候補者等の候補)

○会員、連携会員、大学、研究機関、学術に関する団体、民間事業者の団体等の多様な関係者からの推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講ずる

(選考)

○会員及び連携会員以外の者であって、広い経験と高い識見を有するものにより構成される選考諮問委員会（仮称）を新たに設置。委員は、一定の手続きを経て会長が任命

○選考に係る規則の制定並びに会員候補者の選考及び連携会員の任命の際に、あらかじめ、同委員会に諮問

○選考諮問委員会は、必要があると認めるときは、日本学術会議に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる

○日本学術会議は、選考諮問委員会の意見を尊重しなければならない

3. フォローアップ

(6) 改革のフォローアップ

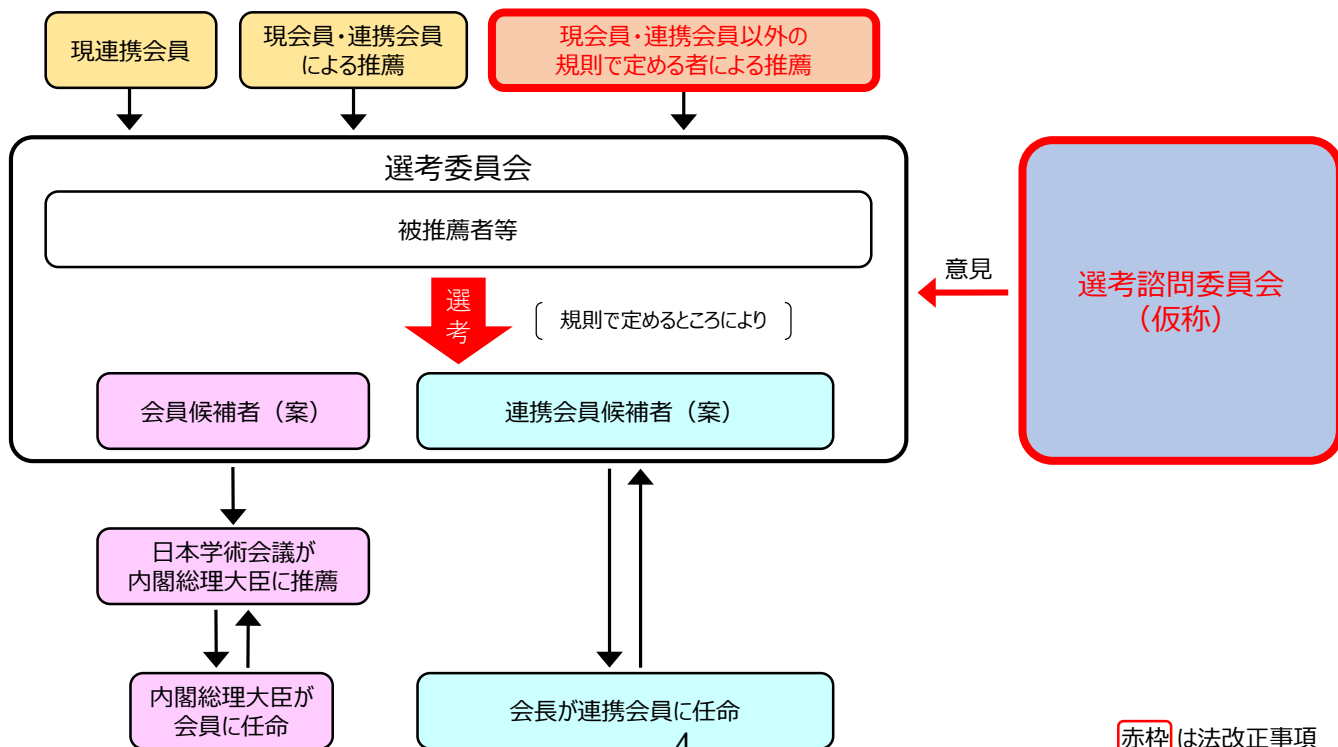
○政府は、改正法の施行後3年及び6年を目途として日本学術会議の運営の状況を検証し、その結果に基づいて、中期事業運営計画に定めるべき事項、評価の方法、会員及び連携会員の選考方法等その他国の行政機関以外の組織形態とすること及びこの場合の財政基盤の確保の方法も含めた日本学術会議の組織及び運営の在り方の総合的な見直しを行い、法律の改正その他の必要な措置を講ずる

4. 任期の調整等

(7) 任期の調整等

○改正法は、公布の日から施行（ただし、次期会員の改選は令和6年4月1日）

会員等の推薦・任命プロセス（法改正後のイメージ図）



①令和5年2月10日 衆・内閣委（後藤大臣）

いずれにしても、総会や声明において様々な御意見、御懸念が示されていることはよく承知しておりますから、しっかりと受け止めさせていただきたいというふうに思います。

そして、学術会議の独立性について申し上げれば、今回の見直しにおいて、独立性に変更を加えるという考えは一切ない、三条をしっかりと守った運営をしていく、そのことは改めて申し上げたいというふうに思っています。

学術会議においても、今回、よりよい役割発揮に向けてに基づいて進めておられる改革があるわけですが、改革の必要性や方向性については、政府と問題意識は共有されているというふうに思っています。学術会議における改革の成果を着実にしっかりと法律に取り込むことで、今後、安定的な運用を担保しつつ透明性を確保する、そういう趣旨で法案を提出するということが必要であるというふうに考えております。

②令和5年1月31日 後藤大臣会見

基本的には、学術会議というのは、国という立場であって、そして国から独立して職務を行う、そういう立場の一環であります。そういう位置づけから見ても、国民の目から見て透明性の高い、そういう状況の中で選任が行われ、任務が行われる必要があるという認識については必要なことだと思っていますので、そういう意味で国民の信頼を今後ともしっかりと得ていくための制度的な見直しが必要であると考えています。

③令和4年12月22日 後藤大臣会見

このため、日本学術会議の会員等には、できる限り幅広く多様な人材の中から会員等の候補者を選考するためには、事実行為として関係団体に情報を求めるだけではなくて、法律に基づく枠組みを準備して、協力を求めていくことがよいと考えております。また、第三者委員会を設置しまして、選考に関する規則だとか、あるいは選考について必要な意見を述べることによりまして、選考・推薦プロセスの透明化、厳格化を図っていくことも必要であると考えています。

④令和5年1月13日 後藤大臣会見

まず第三者委員会の点でありますけれども、学術会議が、国の機関でありながら職務を独立して行うということになっている以上、国民から理解され、信頼される存在であり続ける必要があります。そのためには、活動および運営の透明化にとどまらず、活動を担う会員や連携会員の選考も、やはり透明かつ厳格なプロセスで行われる必要はあると考えています。

会員以外の有識者からなる第三者委員会を学術会議に設置しまして、選考に関する規則、あるいは選考についての意見を述べることによりまして、プロセスの透明化を図るものとして第三者委員会というものを考えています。

学術会議においても、会員選考における透明性の向上や、説明責任の強化に取り組んでいるものと承知をしております。選考過程に外部の目を入れることの重要性については、学術会議側においてもご理解をいただけているものとは考えてはいます。

第三者委員会の委員は、一定の手続きを経て会長が任命するものと考えております。会員等の候補者を最終的に決定するというのも学術会議であることを今、検討している法案で想定してはありますが、選考における学術会議の独立性を妨げるものではなくて、むしろ学術会議が国民から理解され、信頼されるための一つの手続きとして重要なツールになるのではないかと考えています。

⑤令和5年1月13日 後藤大臣会見

まずコ・オペレーション方式を否定しているわけでもありませんし、基本的に言えばコ・オペレーション方式が続くということだと思います。ただ、その時に、今ちゃんとやっているかどうかということですが、第三者委員会でどのような手続きや、どのようなチェックをしていくのかという、そういうルールの整理や、それが正しく行われているかどうかということをチェックしていくということは、それはコ・オペレーション方式として独自に選んでいくということと、逆に言うと頭から第三者委員会を入れるとコ・オペレーション方式が否定されているというおっしゃり方に対しては、必ずしもそれは否定するものではなくて、それをきちんとやる手続きを透明化して国民に示すことだと考えています。学術会議の独立性について、何ら変更を加えようと考えているわけでもありませんし。

⑥令和4年12月22日 後藤大臣会見【再掲】

このため、日本学術会議の会員等には、できる限り幅広く多様な人材の中から会員等の候補者を選考するためには、事実行為として関係団体に情報を求めるだけではなくて、法律に基づく枠組みを準備して、協力を求めていくことがよいと考えております。また、第三者委員会を設置しまして、選考に関する規則だとか、あるいは選考について必要な意見を述べることによりまして、選考・推薦プロセスの透明化、厳格化を図っていくことも必要であると考えています。

⑦令和5年2月10日 衆・内閣委（後藤大臣）

まず最初に申し上げるのは、問題意識等の共有というのは、政府等との結論の共有を求めているというわけでは決してないということであります。

その上で、政府としては、学術会議が国費で賄われる国の機関であって、政府等への科学的助言を公務として行うことを役割とする機関である以上は、受け手側の問題意識や時間軸や現実に存在する様々な制約等を十分に踏まえながら審議等を行っていただく必要もあると考えておりまして、結果的にそれが学術会議の科学的助言の実効性を上げることにもつながるのではないかとということも申し上げております。

また、学術会議においても、課題設定等に当たって、多方面の関係者と十分な対話、意見交換を行いながら進めていくことの重要性を自ら十分に認識されて、文書にもされておられます。このような対話機能の強化に向けての学術会議の取組を後押しするため、必要な枠組みを整備していきたいということを申し上げている次第でございます。

いずれにしても、学術会議に対しては、その独立した活動と何ら抵触することではないということについても、一層丁寧に御説明し、十分に御意見を聞きながら検討を進めるよう心がけてまいりたいと思います。